



海を見おろす丘に立つ風力発電所(苫前町)



発行人：北海道自治体学会事務局
事務局：069-0833江別市文京台700番地
北海道自治政策研修センター政策研究室内
Tel：011-386-8313
Fax：011-388-2174
Hp：<http://www.ncl.or.jp/wg/jichi/>

北海道発、世界初

市民による グリーン電気料金運動スタート！

中島 和子(北海道自治体学会運営委員)

北海道発、世界初のグリーン電気料金運動に取り組む「NPO北海道グリーンファンド(理事長 杉山さかえ元生活クラブ理事長)の設立総会が去る7月17日に行なわれた。

これは、'86年の旧ソ連のチェリノプリ原発事故を契機に反原発・脱原発運動に取り組んできた市民が、持続可能な自然エネルギーを創り出すために新たな一歩を踏み出したものである。環境保全に必要な社会的コストを自ら負担するところに大きな意義がある。

その仕組みは、会員が毎月の電気料金に5%のグリーン料金を上乗せして支払うと、その5%分が風力発電等の建設にあてる基金として積み立てられるというものである。

さっそく、私も会員になったが、5%の上乗せ分は、節電によって充分に対応できるという。年内に、正会員を850人にしたいとのことだが、すでに680人(10/4現在)の参加があって順調なすべり出しである。

欧州では、エネルギー政策の大転換が始まっている

'97年12月の気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)をきっかけに、欧州ではCO₂削減に向けて大胆なエネルギー政策の転換が進められている。

すでに、スウェーデンやドイツは、原発をなくす方針を示しているが、「原子力帝国」と言われたベルギーや仏でも原子力政策の見直しが始まっている。CO₂削減を理由にして原発を増設しようとする日本となんと大きく違うことだろう。

原発に代わって、欧州連合(EU)では、2010年までに自然エネルギー比率を12%へと倍増する計画を発表した。これを達成するために、グリーン電気料金制度等の新しい制度や仕組みを生み出している。そして、新たな産業の発展によって、50万~90万人の雇用の創出をも図るとしている。

たとえば、デンマークでは、2030年までに総エネルギー消費を17%も削減しつつ、エネルギー全体の実に35%を自然エネルギーで賄うという。その中心は風力発電とバイオマスであり、風力発電機は輸出産業となって2万人の雇用を生んでいる。

また、スウェーデンでは、間伐材等の森林廃棄物をエネル

ギーに利用しながら3万人の雇用を生み出しているという。そして、ついに環境NGOの協力を得て、2030年までに化石燃料をゼロにしようという目標を掲げた都市も現れたのである。

自然エネルギーによる地域おこしは日本でも始まっている

日本では、山形県立川町が風力発電で地域おこしに取り組んで全国の注目を集めている。

そして我が北海道においても、13市町村(8月現在)で51基の風力発電施設が稼働中である。発電量は9600kwで、北海道電力の総発電量590万kwに比べるとまだまだわずかなものである。

それでも、'95年に電気事業法が改正されて規制緩和が進んだこと、北電が昨年4月に事業用風力発電所からの電力購入制度を設けたこと、国から建設に対して補助金が出るようになったこと、苫前町のように積極的に建設を支援するところもあって、北電の出力の約1割の55万kwの風力発電計画がある。

しかし、北電は、風力発電の導入を15KWに制限しており、買い取りは電力会社の自主的な制度だけに頼っているのが現状である。自然エネルギーを普及させるためには、新たな法律の制定が求められているが、9月3日には、自然エネルギー促進法の制定を目指す超党派の国会議員が苫前町のグリーンヒル・ウィンドパークを訪れて自然エネルギー促進北海道宣言を行うという明るい動きも出てきた。

北海道経済は、大変厳しい状況にあるが、今こそ公共事業に頼ってきたまちづくりを見直し、北海道の豊かな自然を生かした新たな産業を起す時ではないだろうか。都市生活者も地域も、そして行政や企業が力を合わせれば必ずや成功すると私は思う。

参考文献・資料

1. かもがわブックレット125
「光と風と森が拓く未来」
「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク編
2. 「緑のエネルギー革命」へ向かう欧州 飯田哲也

風力発電と景観(稚内の場合)

稚内市には、現在、複数の風力発電計画があるようです。市自体も公共施設の電力供給に建設を進めていることもあり、将来は風力発電用の「風車銀座」が出現するかもしれません。

さて、今回住民の反対によって建設を断念した稚内風力(株)は、基本的には自主的な判断です。都市計画上問題があったわけではないですし、稚内市に住民の合意がなければ建設を認めないというような条例などがあったわけでもありません。

風力発電というのは、地形などによって微妙に風力が違ってくるとデリケートな面がある上、北電の高圧送電線から離れてしまうと発電した電力を送電するのに余計なコストがかかってしまうという問題があります。つまり、風が強く吹いている丘陵地帯があったとしても、その近くに高圧送電線が無ければ、採算が取れないということになってしまいます。風力発電もあちこちで行われるように

なり、売電するためにも北電の入札に勝たなければならないことになっています。

稚内風力(株)の場合は、このような条件をクリアできる最適地を選んだところ、住宅地からわずかしき離れていなかったため、住民が反対した。住民が反対しない場所では、コストがかかり入札に勝てない。すでに書いたように、強行して出来ないうちではなかったけれども、今後のこともあり、住民の意向に配慮して断念したということです。

地球環境にやさしい自然エネルギーとしてもはやされつつ風力発電ですが、風車は高さ60メートルもある大きなものです。景観の問題は意外な落とし穴ではありますが、実際には早くから問題視する意見はあったようです。何しろ稚内市は観光客も多く来る土地柄ですから、利尻富士を望むビューポイントに風力発電が立ちあがることも予想はされていました。

いずれにしろ、稚内市も今回のことを教訓にガイドラインを設定することで準備に入ったようです。

(文責 小林)

夢ステップ～協働の現場から 手づくりプロバイダーは生きた 実験の場

「ハードの導入・維持管理は行政、運営やインターネットの普及活動は住民ボランティアでマチの情報化をすすめる～標茶町」

佐藤 吉彦(標茶町役場 振興課企画調整係)

標茶町でSIP(標茶町インターネットプロジェクト 会長 野崎政則)と言うプロバイダーが開局したのは平成8年9月からである。そもそも、まちにプロバイダーの話が始まったのは平成7年夏ころから。そのころ町内の阿歴内小中学校では情報化に熱心な教員などに支えられ、民間パソコンメーカーのモデル事業でインターネットの先駆的な取り組みが実践されていた。モデル事業が終了したころの学校の環境は、アナログ1回線で電話ファックス、そしてインターネットを利用するという不満な状況だった。まずそこから改善することが始まった。全ての中学校にISDN敷設、翌年に小学校に敷設することから始まった。

ただ、当時インターネットを利用するには、札幌や東京のプロバイダーに繋ぐしかなく、当然高額の通話料を覚悟しなければならない、それならいっそのこと町内にプロバイダーがあれば、夢物語が始まったのである。行政内部でも、平成8年から庁舎内LANの構築が始まり、同時に町内の将来の地域情報化の推進をどのように図ろうかという思惑から、インターネットの導入をきっかけとして地域情報化の推進をすることになった。

SIPは町内の商工会、農協、学校、行政、民間企業等の中で、情報化に興味のある団体に呼び掛け、三セク方式でスタートした。運営の特徴は、ハードの導入・維持管理については行政が支援を行い、実際のプロバイダーの運営やインターネットの普及活動は町民を主体とするボランティアにより運営されているところである。また、講習会



講師に岩見沢のピクドフェアの古内さんを招いて、商店街のホームページ作成講習会

や設定相談の開催、公共機関のホームページの作成などは全てスタッフの手づくりであり、技術的支援についても、高橋晃先生(釧路高専情報工学科)に顧問としてご協力いただき、管理用メーリングリストの中で議論を交わしながら、技術的な問題を最小限の経費で解決してきている。

このような環境により、町内での低料金(個人5,000円、家族会員一人1,000円、法人10,000円/年・固定制)を実現、現在400件を超える個人・法人が利用している。同時に全小中学校にもインターネットが導入され、平成9年の学校パソコン更新以降は個人アドレスの発行も行われている。

SIPには、プロバイダーの開設の他に、地域情報化を検討するという目標があった。その足掛かりとして、平成9年7月商工会青年部との共同で標茶仮想商店街プロジェクトを開始した。約20店舗が参加し、それぞれ自らホームページを作成、同年11月「過疎ウツ商店街」として発足、高度情報化社会に向けて地域商店街の情報化の方向性を探る取り組みが始まった。中にはバーチャルのリサイクルショップが、町内の空き店舗を利用し不定期ではあるが開店するものも出てきている。

地域情報化の取り組みはまだ始まったばかり、手探りの状態である。地域にふさわしいインフラの手段としての模索を住民との協働で、住民が必要とするインフラを徐々に拡張し、基盤整備を進めてきている。そういった意味では、手づくりのプロバイダーはまさに生きた実験の場となっている。

参照

<http://www.sip.or.jp/>(標茶町インターネットプロジェクト)
<http://www.sap.sip.or.jp/>(標茶町仮想商店街プロジェクト)

報告

第13回自治体学会岡山・倉敷大会
第16回全国自治体政策研究交流会議

「食と農の地域づくり」のパネリストとして中島興世氏、「政策裁量と行政責任」のコーディネーターとして木佐茂男氏が出席。ポスターセッションにも参加し、活動をアピール。

8月19日と20日の両日、第16回全国自治体政策研究交流会議、第13回自治体学会岡山倉敷大会が岡山県倉敷市において開催され、北海道から18名が参加した。

19日は倉敷市芸文館を会場に第16回全国自治体政策研究交流会議が開催され、午前は大原謙一郎氏((財)大原美術館理事長)による「地方の論理と主張[自立のためのメッセージ]」と題した記念講演が行われ、日本の風格がなくなった今、日本の魅力を取り戻すために地方が果たすべき役割や自治体に求める役割などについて講演を行った。

午後は、「地域政策とまちづくり - その潮流と課題」をテーマとした田村明氏(地域政策プランナー)による基調報告の後、中村良平氏(岡山大学経済学部教授)をコーディネーターに、岡山県内のまちづくりに関するパネルディスカッションが行われた。パネリストは、今井真貴子氏((有)御園専務取締役)が「美観地区の魅力と倉敷のまちづくり」、岡将男氏(路面電車と都市の未来を考える会会長)が「路面電車による街づくり」、宮永優氏(川上村役場農業観光課主幹)が「蒜山高原における地域づくり」について、各地域におけるまちづくりの取り組み状況を発表し、田村明氏や会場との討論が行われた。

その後、会場を移動し情報交換会が開催された。

20日は、倉敷市芸文館をメイン会場として第13回自治体学会が開催された。

総会では1998年度事業報告や決算報告、1999年度事業計

画や決算報告が了承されたほか、来年の第14回自治体学会は、新潟県長岡市において8月25日開催と事務局の名称変更が報告された。

総会の後、石井正弘氏(岡山県知事)と新藤宗幸氏(代表運営委員)による対談「自治体経営の新展開」、福武總一郎(ベネッセ・コーポレーション代表取締役社長)と上原恵美氏(代表運営委員)による対談「文化の世紀と地域づくり」、菅波茂氏(AMDAアジア医師連絡協議会代表)と小川泰子氏(元神奈川ワーカーズコレクティブ理事長)、大森彌氏(代表運営委員)による鼎談「自治の思想と市民の世紀」の3つのセミナーが行われた。

午後は、「自治体の政策責任」、「条件不利地域からの発想」、「地域交通の新動向とあり方」、「風景づくりの新展開」、「食と農の地域づくり」、「市民と自治体の協働」、「分権時代の自治体条例づくり」、「目前にせまった介護保険の現場から」、「政

▶ポスターセッションで北海道自治体学会の活動をアピールする参加者の面々



うらやましい姿 首長と職員がともに学んでいた 岐阜県多治見市

芽室町 西科 純

第14回自治体学会・岡山倉敷大会、第16回全国自治体政策研究交流会議に参加しました。私は初めて参加したのですが、2人の同僚を引き連れてのものでした。実は今年から3人以上で自主的な視察研修制度が始まり、誰も利用しないので「よっしゃ、第1号で行ってやるべ」と思い、手を挙げた訳です。他の2人は自治体学会に入会していませんが、あえて誘ってみました。

岡山県は現在大変な財政状況にあります。一昨年には財政の健全化、定数削減、組織のスリム化などについて具体的な数値目標を盛り込んだ「岡山県行財政改革大綱」を策定し、さらに昨年3月には「快適生活県おかやま」の実現を基本目標とする「岡山県長期ビジョン」を策定し、財政運営の健全化を進めながら展望した岡山県づくりに取り組んでいます。

倉敷は美しい白壁のまち並みを今に伝える美観地区や世界の巨匠の名画が展示されている大原美術館をはじめ、新しいタイプの都市型公園である倉敷チボリ公園などの見所がたくさんありました。しかし、2泊3日という強行日程のためあまりゆっくりできませんでした。

さて、学会、交流会議は一つでした。しかしながら、地域政策プランナー・法政大学名誉教授の田村明さんの基調報告は興味深く、地域にはいろいろなものがある。「地方に考えさせられることが多い」「日本の風格を地方から取り戻す」「東京は権力の中心であるが、オビニオンリーダーではない」など、うなずける話が多く聞かれました。セミナーは「自治体経営の新展開」、分科会は「自治体の政策責任」に参加したが、特に印象に残るものではありませんでした。

情報交換会の2次会で多治見市(岐阜県)の西寺市長はじめ10数人の職員の方々とこいっしょさせていただきました。昨年12月に幕張の市町村アカデミーで同じグループになった加藤洋子さんも参加していました。正確に言うところ、北海道グループと多治見市グループが懇親を深めるということになったため、私たち仲間に入れてもらったということです。優れた自治体職員の方ばかりで多くの情報が入ります。来年の長岡大会での再会を約束し、また多治見市訪問の計画を密かに立てています。これこそ自治体学会の醍醐味。他の自治体職員から教わり、刺激を受けることが何よりもの研修だと私たち3人はそんなことを話しながら帰りました。

【芽室町総務部企画調整課広報係長・芽室青年会議所副理事長】

「政策裁量と行政責任」の各分科会が開催され、全国各地域での取り組み状況の報告や会場との議論など活発な討論が展開された。

道内からは「食と農の地域づくり」のパネリストとして中島興世氏、「政策裁量と行政責任」のコーディネーターとして木佐茂男氏が出席した。

今回の自治体学会では、「ポスターセッション - 自治体学サロン - 」が実施され、北海道自治体学会のほか10団体と書籍出版7社が参加した。北海道自治体学会では、ニュースレターの配布や叢書などの販売を行った。

(文責 加藤)

事務局からのお知らせ

第2回運営委員会報告 新役員体制で運営委員会が開催

今年7月17日に札幌市内フジヤサントホテルで役員改選後の初めての運営委員会が開催された。

冒頭、新代表の神原勝氏から、「95年5月に地方分権推進法が成立してから、早4年を経過し、分権の動きが早く進んできているが、その間、北海道の活動も進み、自治体学会も大きな役割を果たしてきた。前代表の学者として理論構成を森啓氏が、中島さんは自治体職員の学習会を引っ張ってこられた。また、川村さんはいろんな形になる場の提供をされてきた。絶妙のコンビでいろんな成果を上げてこられた。今は分権の区切りの時代になって新たな課題への対応が必要な時期」という就任の挨拶のあと、これまでの運営委員会のやり方について3つの提案がなされた。

<運営委員会のあり方についての提案>

これまで33名の運営委員が編集・企画・総務という部会でそれぞれ役割を分けて活動し、運営委員会での議論が不足していたのではないかとことです。

特に企画委員会が担っていた自治体学会シンポジウムなどの企画を運営委員がお任せになっていた傾向があり、積極的に関わるという意識が薄れてきた。

これまでの会員拡大や地域との情報交換を担う総務委員会、ニュースレターの発行を担当する編集委員会は技術的なことがあるため何らかの形で残し、企画にはみんなが参加するという意識に改めるべき。

という意見から、事務局体制の中に各部会を設置し、シンポジウムなど運営に関する重要事項は運営委員全員で議論し、取り組むことになった。

<前代表運営委員が運営委員会に参加>

多くの経験を積んできた前代表運営委員は会として貴重な財産であり、運営委員会に参加していただく道をつけるべきという意見から、当面オブザーバーとして参加していただき、

次回の総会でその取り扱いを諮ることになった。

<研究者等の会員勧誘>

現在、会員は約300名いるが、特に研究

者の参加が少ない。自治体問題に関わる研究者も多く、学者も本をひっくり返しているだけではついていけなくなっている。自治体学会での活動は研究者にとってもプラスになり、学会の中でその役割を果たしていけるように働きかけはどうか？という提案に、今後積極的な働きかけを行うと共に、会員がそれぞれの得意分野で活躍していただくために、その専門分野をリスト化し積極的に活用することになった。

各委員の議論では、事務局主導という前の形に戻るという意見もあったが、運営委員会の議論を活発にするため、次のような事務局体制とすることとし、メーリングリストを利用した運営委員会の議論の場を常設化し、この場で早めに問題を提起し、運営委員会の活性化を図ることになった。現在9月からこのメーリングリストは稼働しており、フォーラムの開催内容の検討もされている。

新事務局体制

編集部会

ニュースレターの発行(年4回)ホームページおよびメーリングリストの運営管理を担当する。

部会員: 桑原隆太郎、相内真子、今川かおる、中嶋和子、西科純、塩博文、田中栄治の7名

出版担当

北海道自治体学会叢書基金の運営、要綱作成および出版管理
担当者: 内田和浩、加藤修一、高橋裕明の3名

地域活動担当

全道の地域ごとの会員拡大、地域情報交流、地域活動支援等および地域委員との連絡調整

担当者: 田村康二、加茂谷明美、福村一広、木村俊昭の4名
地域委員

全道12地域の会員情報や地域情報の提供および収集および連絡調整

担当者: 大坂敏文(檜山)、山本真也(渡島)、福村一広(後志)、木村俊昭(石狩)、広田まゆみ(空知)、長野克哉(上川・留萌)、中村恵子(胆振)、原口主税(日高)、工藤洋文(釧路・根室)、今田好春(網走)、小林生吉(宗谷)、西科純(十勝)

これまでの企画の主な役割はシンポジウムの組み立てであったが、それをみんなが参加できるようにすることが大事である。今後、3人の代表運営委員のうち、小林さんは分権推進委員会の詰めの仕事があり、神原さんはよんどころない状況で札幌を離れることができない状況にある。当面、嶋田代表運営委員を筆頭に北海道自治体学会は運営していくことになるが、今後とも会員の皆さん方の積極的な参画で学会の存在を強く示し、活動を担っていきたいとおもいます。

(文責 渡辺)



自治に想う

リレートーク
第12回

NPO 活動と自治能力の 向上

上田 文雄(北海道NPOサポートセンター代表)

昨年12月1日、特定非営利活動促進法(NPO法)が施行された。しかし、法令名もそうだがNPOと言い直してみても、その内容をイメージ出来る方はさほど多くはない。NPOと行政のパートナーシップなどという言葉聞いたとき、行政に携わる方々も心穏やかではなく、NPOとは一体何者かを勉強しなければと思われるに違いない。これからの自治を考える際に、NPO法の制定過程や立法事実を学習することは、今後の日本における様々な市民運動、経済活動、そして民主主義の有様を規定していくものとして重要な意義を持っていると私は思う。

NPOとはnon profit organizationの略称であり、非営利組織と訳される。

私は5年ほど前、アメリカには寄付金が所得控除になったり、郵便料金の優遇措置を受けられる市民団体が沢山あり、人権擁護・福祉・文化活動などに市民が自主的に参加して活動をしようとするとき、財政的援助を得やすくなるような法律制度があるらしいと、古い友人から教えて貰った。いつも運営資金に困っている市民団体から相談を受けている者として、興味をも調べてみると、確かにアメリカでは市民の自発的参加による福祉や人権擁護、芸術文化や教育、まちづくりや環境保全など様々な分野で市民団体が形成され、その団体が法人格を取得し行政からの補助金を受け、前述の寄付金控除や郵便料金の割引など、市民団体の活動を援護して行く法律制度が充実していることが分かった。そして、非営利ということの意味が営利事業をしないということではなく、事業活動で得た利益は当該団体の事業活動のために使い、理事や構成員に分配しないということの意味するということも分かった。このようなNPO組織が全米に150万団体もあり、これらの団体の有給雇用人員総数が約1000万人もいる。アメリカのGDP(国内総生産)の6.3%を占めるという巨大な市場を形成しているという知識も得た。

基礎知識を得たころ私は、USIA(合衆国情報庁)の招きを得てアメリカのNPO約30団体を訪れ、その実体にもふれる機会に恵まれた。ホームレスのためのシェルターで給食サービスのボランティア実習も体験した。子どもの難病治療専門病院に隣接して建設された付き添い家族の宿泊施設チャイルド・インでは、絶望する家族を励ます近隣に居住するボランティアの方々の生き生きとした表情にも接することができた。フードバンクでは、スーパーやホテルで売れ残った食品・農家で出荷できなかった農産物をここに寄付してもらい、何でも1ポンドあたり17セントで経済的弱者や各種シェルター

施設に贈る。災害時には全国に29カ所あるバンクから集中的に被災地に食料品を送るというアメリカ合理主義も見た。しかし、最も参考になったのは、彼らの資金調達テクニックと組織化であった。自分たちの社会を自分たちで作っていくことが価値あることだという基本認識をあらゆる場面で教育することを怠らない。ボランティア活動を通じて社会参加し自らが人のために役立っていることを実感できること、それがどんなに素晴らしいことか。時間的制約で市民活動への参加に限界がある者は、その分お金を出すことで参加するという論理である。

周知の通り日本の法制度の下に於いては、非営利組織が法人格を取得する道は極めて限定的であり、かつ莫大な設立資金が要求されていた。市民が社会的必要性有益性に着目して活動団体を作ろうとしても、法人格を取得するなどということは不可能なことであった。その結果事務所ひとつ借り、電話一本取り付けるにしても個人の責任で行わなければならない。事業を失敗し、あるいは事業上のトラブルが発生しても全て個人の責任において処理をしなければならない。このような団体に対して、行政はその行政目的に照らし、たとえ当該団体の活動が社会的必要性と有益性があると判断したとしても補助金交付等の財政支援を行うことは困難であった。

このような制度下では、市民の自主的活動による公益活動への参加は抑制的となり、いきおい市民の必要とするサービスは全て行政によって賄われるべきだとの発想をも助長した。もともと近代市民社会は、個人の自由で自発的な結社を中心に形成される社会だった。しかし、福祉国家は行政の肥大化をもたらし、市民社会の根幹であった市民の自発的自主的活動を衰弱させる道をたどるに至った。これは、市民の自治思想を衰弱させ、民主主義の空洞化をも招く。

神戸大震災の際多くの市民が自らの自主的判断で救援活動に参加した。あのエネルギーを目の当たりにした結果NPO法が成立し、市民活動組織が法的にも認知されるに至った。主として、財政改革との兼ね合いで行政改革が語られ、地方分権が進められようとしている現在だが、地方自治の真の担い手である市民が自治能力を身につける場としてNPO活動は極めて重要である。ある意味では民主主義の学習と実践が、NPO活動に参加する場を保障することによって展開されることが期待される。市や町や村の一人ひとりの職員が、このようなNPOの地方自治における役割を認識し、これを育て自治能力を高める運動に発展させることが望まれる。

各地からの ニュース HOKKAIDO

地域情報を ミニFM局FMス テーション、ビート

芽室

1999年2月26日、ロモよく不謹慎だが2・26事件。ミニFMラジオ局『FMステーション、ビート』が開局。出力1w未満で、商店街空き店舗のミニスタジオから毎日5時間放送。学生、OL、農家、商業者、自治体職員、病院X線技師など25名がDJとして参加。10月1日に改築のJR芽室駅に移転して、これで名前もバッチリ「ステーション」。夢は町の情報化計画と運動しコミニティ放送局を目指す。各グループと連携して育児相談、介護保険、お店のPRなど音で情報を伝え、経済もミニコミュニティも情報化も活性化したらgood!!

(芽室町 西科 純)

施策形成前の有効な情報提供とは？

伊達

伊達市で8月26日、市長より 1 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック容器包装分別収集方法 2 生ごみの堆肥化方法 3 しみ処理手数料改定について諮問を受け、廃棄物減量等審議会が始まった。市民と市が協働で策定した環境基本条例、環境基本計画の本年4月に施行後初の環境課題である。

条例計画には、環境に関する施策形成過程からの市民参画と意見の反映としており、最も市民生活に密着したこの環境課題に、市民参画が図られなければ画餅である。が、審議会が始まる前に、市民にこの課題が情報提供の形跡がみられないので、市民まちづくり研究会では、市長に、廃棄物減量等審議会での諮問事項への市民の意見の反映と参画の確保の要請を行った。市は地方紙に、審議会諮問事項、市民からの意見を受ける旨を載せ、今後フォーラム開催も考えている。現在諮問1を審議しているが、厚生省はその他プラスチック容器包装の分別基準を食品残渣等可能なかぎり異物除去を指示している。私は異物除去が必要なプラスチック包装が相当量になることを予測し、市民がとりくみやすい排出方法を選択する為、一定期間のプラスチック包装量及びそのうちの異物除去必要量を審議委員と市職員が実際に計測することを提案し、さらにまわりの市民にも、この計測は施策決定の為の市政参加と呼びかけているが声をかけられた人は一様に「こんなことを審議して

いるの？」と驚く。施策策定前の情報提供、市民参画の有効な方法をさぐりながら、審議を続けることになるだろう。

(伊達市 中村恵子)

「道南交流会」八雲町で開催

八雲

9月11日(土)、八雲町内のホテルにおいて、本学会道南ブロック渡島、檜山地区の会員間の情報交換と交流を目的とした初めての交流会を開催した。現在道南の本学会員は18名だが、会合にはその内6名が参加。開催地八雲町からは坂本助役も加わった。

交流会後(社)岡山県畜産公社北海道校野牧場長の中山敏之氏から講演をいただいた。同氏も交えた懇親会が夜遅くまで持たれた。

交流会では、各会員の状況報告のほか、今後の展開方向等についても活発に意見を交換。当面道南各地で年数回の交流会を開催し、実践例を取り上げながら意見の交換をすることとした。次回は、本年11月下旬に函館市において開催予定。

(函館市 山本真也)

「今後の地方政府のありかた」

釧路

釧路公立大学地域経済研究センターの小磯修二教授を中心とした共同研究が始動します。テーマが今後の地方政府のありかたで、大学と民間シンクタンクとの共同研究です。内容は、1 日本のこれまでの分権改革論の整理と今後の動向 2 フランスやオランダなど諸外国の事例検討 3 ポスト開発時代時代の国と北海道、北海道と市町村との関係 4 新しい地方政府の機能とパブリックマネージメントのありかたです。

(地域経済研究センター)

行政と民間の役割

北見

北見におけるフォーラムのテーマ、行政と民間の役割は、以前は行政と民間の役割が明確に区分されていた。最近ではボーダーレスになってきた。民間委託、民営化による民間企業への業務拡大、3セクによる行政の民間への参入、前者は武士の商法として反省点が多く、後者は公共サービスの公営事業の独占に対する規制緩和の視点もある。どちらにせよ住民サービスが良質で安価であればサービスの提供者が行政、民間を問うものではない。むしろ行政と民間が同じサービスで競合するケースが増えてくるのでは…。

(釧路市 工藤洋文)

このフォーラムを通して地元実行委員の一人としてさらなる議論を深めていきたいと思えます。

(北見市 今田好春)

第一回くつつちゃんまちづくりプロデューサー大学が開講

宗谷

倶知安町では平成10年度から平成19年度までの町の将来像を、鮮やかに人と自然が輝く羊蹄中核都市と定めたアクティブプラン21第四次倶知安町総合計画に基づき、その計画の中で位置づけられたまちづくりプロダクションを実践していくため、くつつちゃんまちづくりプロデューサー大学を設立しました。

この大学は、住民と行政が共同して町の将来の課題に、対心していくため、議論と学習を通じて、理解と認識をより高めていくことを目的として設立され、公募等により選考された22人の委員で構成されたものです。

8月23日には第一回目の講義が開催され、札幌大学の千葉博正教授を招いて、住民参加とまちづくりと題した講演会が開催され、一般参加者を含む約60名が参加し、理想的なまちづくりのあり方について熱心に勉強をしました。

今後は、委員の方々を中心に、北海道新幹線、新倶知安駅をにらんだ新駅周辺地域のまちづくりの課題について検討を重ねていく予定になっています。

(北海道町村会 福村一広、ニセコ町から派遣)



人と環境にやさしい町民温泉施設が誕生

門別

町民待望の温泉施設
馬産地門別町にちなんで門別温泉とねっこ湯の愛称で、平成11年10月1日オープン。日高地方

一の湧出量毎分483リットルを誇る天然温泉。泉質はナトリウム塩化物泉で、神経痛、慢性消化器病、慢性皮膚炎などに効果があります。男女とも大浴場や薬湯泡風呂(ラジウム)、露天風呂など、さまざまな種類の湯船を楽しむことができます。

この温泉の特徴の一つに、介助者が一緒に入浴できる身障者専用風呂(予約制)があること。また、手すりやスロープなどが、施設内十分に整備されており、高齢者も安心して大きなお風呂でくつろぐことができます。

廃タイヤを燃料として利用しているエコジョーな温泉です。

(門別町 企画振興課地域振興係)



ニセコ町 自治基本条例 (まちづくり基本条例) の取組み

1. はじめに

ニセコ町で「まちづくりの憲法」をつくるのが模索されているということなどがきっかけとなって、同町をモデルにおいて特に法制的な面から実践的研究を進めるため、札幌地方自治法研究会(代表 木佐茂 男北大法学部教授)の中に「自治基本条例プロジェクトチーム」が組まれた。あらかじめお断りしておくが、今回のレポートはニセコ町が取り組んでいる「自治基本条例」の概要の紹介ではあるが、プロジェクトチームとしてのものであり、ニセコ町の公式発表ではない。(注1)

2. 住民自治を支えるシステムへの視点

ニセコ町が自治基本条例の制定に取り組む背景は、大きく2つある。

一つは、地方分権の流れを正面から受け止め、地域・住民レベルでまちづくりを計画的に推進していこうとする決意である。もう一つは、昨年、同町が制定した情報公開条例にもうたわれた、町是ともいえる「情報共有を基底とした住民自治」をより確実なものにしていかなければならないという認識である。そして、自治体が主体的にまちづくり施策を展開していくときには、その精神、理念が明確にされ、施策を支えるシステムが確立されていなければならないという共通の理解が地域に芽生え始めている。

今回の地方分権改革における法制度改正は「国と自治体の関係」つまり「団体自治の確立」に重点が置かれ、「住民自治確立」のプログラムは各自治体に委ねられていくことになる。ニセコ町はいち早くこのことを読み取っていたといえる。

3. 条例案の概要

(1) 概要

ニセコモデルの自治基本条例は、「まちづくりの憲法」としての位置付けをもち、住民と行政が協働してまちづくりを進めるためのルールを定めるものである。したがって、町並みなどのハード面に主体を置いた「まちづくり条例」でもなく、市民的倫理などを定める「町民憲章」なども性格を異にするものである。

(2) 構成

条例案の個別構成などについては、検討が重ねられているが、プロジェクトチームにおいては、「条例の理念、目的、まちづくりの基本原則、基本構想・基本計画、他の町条例との関係、住民の権利と義務、町の役割と責務、町議会の役割、町長の役割、町長と議会の関係、行政手続、住民投票、財務管理、情報管理、行政評価、組織管理、住民の権利利益の保護、外部監査、自治体連携」など20数項目を視野に入れている。

現行の法体系の中に、自治基本条例の制定を直接根拠付けるものは見当たらない。また、憲法的位置付けをこの条例に持たせるとしても、自治体の条例や規則の中にはそれぞれ個別の法令に根拠を持つものもあり、これらとの関係をどのようにしていくかなどの法制面における理論的整理や技術

的整理を工夫しなければならない問題も多い。

(3) まちづくりに参加する権利

自治基本条例の守備範囲は、その構成からイメージされるように非常に広い。しかし、全体を貫いているものは、「まちづくりに参加する権利の確立」ということができる。

まちづくりへの参加は、さまざまな形があり、なにも既存の参政権的なものに限られているわけではない。多くの自治体でも住民参加の拡大のため色々な取組みがされている。しかし、これらの参加手法を制度化している自治体はどれくらいあるだろうか。ニセコモデルが目指しているものは、まちづくり参加を制度レベルまで高めることと、これを権利として確立することである。また、権利保障は、実体的保障に加え、手続的保障をも射程内に入れていくことになる。

4. 他自治体への影響

自治基本条例のような大掛かりな条例の制定を、小さな自治体が率先して目指すというのは、それだけでも画期的なことである。ニセコ町では、平成12年の議会提案に向けて、現在は条例素案づくり、地域のコンセンサス形成を進める段階に来ているという。この種の条例制定において最も重要なプロセスに差しかかっている。同町の動きにはさらに注目していきたい。(注2)

さて、地方分権時代を迎えるなかで、どの自治体もその規模にかかわらず、地域にあった「主体的まちづくり」を求められているはずであり、行政サイドだけで「まちづくり」を進めるといやり方はもう取れないという認識は同じであろう。

ニセコ町の取り組みは、多くの自治体に新鮮な刺激を与え、自治権とは何なのかをもう一度問い直す機会を提供しているものである。

(注1)ニセコ町では「まちづくり基本条例」と呼んでいるようであるが、本レポートでは他自治体での「まちづくり条例」と区別を意識して「自治基本条例」と呼んだ。

(注2)ニセコ町が自治基本条例の制定に取り組んでいる話題は、新聞をはじめ関係の雑誌などでも紹介されている。

(参考文献)

- ・自治のかたち(北海道新聞、1999.6.8)
- ・特集自治のかたち(北海道新聞、1999.6.21)
- ・地方分権全国情報ファイル 月刊地方分権(ぎょうせい、1999.8)

(文責 名塚)

「環境先進国デンマークをたずねて」

(1998.9/4朝日新聞科学ニュース誌「SClaSサイアス」掲載)

連載

1

北海道自治体学会
環境政策研究会世話人代表 中村 恵子

昨年12月の京都温暖化防止条約締約国会議は、環境問題が人類存亡をかけた世界共通の重要事項であることを国の内外に示した。

環境税導入や缶容器の廃止、デポジット制の徹底、有害廃棄物の一元処理、原子力発電を中止して風力発電やバイオガス等の地域分散型再生可能エネルギーを導入するなど、かねてより世界の環境先進国といわれているデンマークをたずねる機会があったのでこれからの環境政策の方向性を示す事例をご紹介します。

1、それは石油ショックからはじまった 地域分散型再生可能エネルギーへの転換

《風力発電》

人口約520万、ユトランド半島と大小500の島々からなる国土はグリーンランドをのぞいて43000平方km。家具に代表される優れた機能と美しいデザインの木工、酪農を中心とした産業(1995年のGDPは日本の5%)冷涼な気候のデンマークは地理的条件等は日本でいえば北海道に似ており、北欧の最小国である。

ゆるやかな牧草地がいつまでも続くユトランド半島北西部のレム。デンマークにきてから山らしい山の姿を見ない。北海からの風が緑のフィールド、青い空をバックに100基もの白い風車をぐんぐん回す。想像していたよりはるかに美しく静かだ。

デンマークでは、70年初頭の石油ショックの後、90%近く輸入石油に頼っているエネルギー政策を反省、危機意識をもって行動を開始した。85年には、原子力発電を中止。88年の「エネルギー政策2000年」で、地域分散型再生可能エネルギーの風力発電、バイオガス(家畜の糞尿がエネルギー源)、バイオマス(木屑や藁等がエネルギー源)ソーラー発電を重視する政策を発表。現在国内の発電量の8%をこれらのエネルギーでまかなっている。

このうち風力発電は現在、全土で4300基の風車が約13億KWを生みだし再生可能エネルギーの5%を占めている。建設

数もドイツ、米国に次いで多く、騒音、安全、強度、値段の改良努力を重ねた結果、現在では世界の風車の半数をデンマーク製が占めている。

風力発電は、売電による収入ももたらす。所有形態は農家などが個人所有したり、協同組合方式をとったりしている。たとえば毎時600KWの風車1基の建設費は約8000万円(1krは約20円)で、1年の売電収入が1200万~1500万円(1KWhが12円)、5~6年でもとが取れるそうだ。

この背景には、売電を安定収入とみなし、融資を受けやすくする仕組みがある。今では、寝室の基準といわれる42dB以下の基準をクリアするデンマークの風車が風きる音は、「マネー、マネー」と聞こえるという。

《バイオガス》

同国の農家戸数は7万。その生産物は国内消費量の3倍と、世界有数の酪農国といわれる。牛は210万頭、豚は1100万頭。その糞尿は年に1100万t。この糞尿に含まれる窒素などによる地下水、河川の汚染を防ぐため、農地に糞尿をまけるのは夏の3カ月だけ。あとは保管しなければならない。その糞尿からガスをとりだし発電や熱供給をするのがバイオガスである。

共同と個人両方の所有形態があり、共同バイオガス施設は、デンマーク全土で18カ所だが、ここでは個人農家の取り組みをご紹介します。

スキナロップ町のキエクさんは農家の3代目。250haの土地を父親と半々で所有、250頭の母豚を含め2500頭を常時飼育し、年間5000~6000頭を出荷する養豚農家だ。キエクさんは長い間CO2を出さないエネルギー対策を考え、95年にバイオガス装置導入を決めた。設備投資には4000万円がかかったが、うち1000万円は政府の補助だった。

豚舎からは、1日12~14klの糞尿がでる。その糞尿を発酵タンクに入れ48度で14~15日間貯めると、1日約750m³のガスができる。ガスで発電機をまわし売電する。冷却水はお湯になるので発酵タンクや、豚舎、家を暖めるために使用する。1日約750KW時を発電でき、1日あたりの売電収入は1万5000~1万8000円。年収600万円になるので、約5年で償却できるという。

(次号に続く)

編集後記

ついに雪の降る時期となつてしまいました。外の景色がよい時期に配布された予定でしたが、不慣れた編集担当に替わったため、皆様にも多大な迷惑をお掛けしました。こんな筈ではなかったのですが、反省してまいります。

今、私は、いろいろなメールリスト(ML)に登録しています。毎日毎日いろいろなメールが入ってきます。そのなかでも特に活発なMLがあります。NPOのMLです。朝、リストを開くのが楽しくなるくらい活発な意見が飛び交っています。自治体学会のMLもこのくらい活発に意見が交わされるなら、北海道は変わるでしょう。北海道は全国的にも先駆的な地域になる可能性を予感します。(田中)

男女共同参画社会基本法が施行され、いわゆる女性政策が特別なサービスや女性団体対策でないことがはつきりしました。個人的に道の男女共同参画条例市民案づくりに関わっていますが、自治体が早急に取り組むべき課題の一つ。多くの方に関心をもってほしいです。(今川)

自然エネルギーを創り出すために新たなスタートを切ったNPOの活動についての原稿を書き終えて、ほっとしていたら、JCOの臨界事故のニュースが流れてきた。こんなことは、もう終わりにしたいと改めて思う秋の一日であった。(中島)

講演

「自治体における廃棄物・リサイクル政策の課題」

自治体学会環境政策研究会の活動を通じて

講師 北海道自治体学会環境政策研究会代表 中村恵子さん

コーディネーター 北星学園女子短期大学助教授 内田和浩さん

期日 平成11年11月21日(日)午後2時から午後4時30分まで

場所 静内町公民館研修室2F 静内町古川町1丁目1-2 TEL 0114644-20075

主催 北海道自治体学会

入場料 無料

問い合わせ先
(静内町) 林 0114644-2111 (内線141)
(新設町) 湯川 0114644-7211 (内線310)
(三石町) 原口 0114644-3112
(231) (内線20)